

中標津町自治基本条例 その2

「自治基本条例」
ってどんなもの？

この条例の
ポイントは？



どこの町にも
こんな条例が
あるの？

今回は私が解説しましょう！

Q. 「自治基本条例」ってどんなもの？

A. ひと言でいうと「町のルールブック」のようなものです。

この中標津町をより良くしていくための、最も大切なルールや考え方が書かれています。
安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するための「道しるべ」といえます。



西村町長

Q. この条例のポイントは？

A. 自治の基本原則（情報共有・町民参加・協働）や、町民・議会・行政（役場）の役割を明確にしているところです。

詳しい説明は改めてさせていただきますが、関心のある方は町のホームページをご覧ください。

Q. どこの町にもこんな条例があるの？

A. 公共政策研究所の調査によると、2024年4月1日現在で、409の自治体で制定されています。全国1,788自治体（都道府県・市町村の計）ありますので、22.9%ほどの自治体で制定されています。中標津町は全国で253番目に制定されました。

詳しくは、中標津町ホームページをご覧ください。こちらから⇒



ま ち
「住みたい 住み続けたい 中標津」を目指して